

入札参加者向け説明会に関する想定質問と回答

No.	分類	問い合わせ内容	回答内容
1	システム	現在、他団体（奈良県や他市町村）において既にICカードを用いた電子入札システムを利用しているが、改めてICカードを準備する必要があるのか。 既存のICカードは流用することができるのか。	既に他団体で電子入札システムを利用している場合は、既存のICカードを田原本町の電子入札システムに登録することで共用することが可能です。
2		奈良県に利用者登録をおこなっているが、別に登録する必要があるか。	他の団体とは別システムとなりますので、新たに利用者登録を行っていただく必要があります。
3		「業者番号」や「商号又は名称」には何を入力すればよいのか。	「業者番号」、「商号又は名称」には令和3年3月上旬頃に通知される「業者番号通知書」に記載されている10桁の「業者番号」と「商号又は名称」を記載されている通りに全角で入力してください。 「株式会社」等の表記は以下となります。 ・「株式会社」→「(株)」 ・「有限会社」→「(有)」
4	運用	利用者登録は3月中旬からできるということで間違いはないか。	そのとおりです。 4/1より電子入札システムの運用を開始しますが、事前に3月中旬より利用者登録が可能ですので、余裕をもって登録を行ってください。
5		今まで入札公告はHPより閲覧していたが、今後はHPで閲覧できなくなるということでしょうか。	そのとおりです。 4/1からはシステム上でのみ入札公告の閲覧が可能となります。 尚、入札公告を閲覧する「入札情報サービス」は、閲覧時のログインは不要であるため、利用者登録が間に合わない場合でも、公告の確認は行えます。
6		参加申請の際に添付する「添付資料」とは、どのようなものを想定しているのか。何を添付する必要があるのか。	詳細は入札公告等に記載しますので、案件ごとにそちらの内容をご確認ください。
7	制度	再入札はどのようになるのか。	入札制度は今までと同様であるため、再入札も今までと同じ流れで実施されます。 システム上では、再入札の際は入札結果通知として「再入札通知書」が発行されます。再入札の手順は後日HPに掲載するマニュアルを参照してください。
8		内訳書の見積金額は入札金額と合わせる必要があるのか。	そのとおりです。 入札制度の運用ルールは今までと変わりありません。
9		指名を辞退した際には何か不利益が生じるのか。	指名辞退による不利益は生じません。 今までの入札制度に変更はありません。